

特定園芸施設等の画像による損害評価に係る画像撮影マニュアル

NOSA I 福島

特定園芸施設等の画像による損害評価について

NOSA I の園芸施設共済では、通常、被害に遭われた園芸施設等の損害評価を損害評価員や職員の現地調査により行っておりますが、広域な大規模災害が発生した場合には、迅速な損害評価及び共済金の早期お支払いのため、ご加入者自身に撮影していただいた被災施設の画像をNOSA I へ送付いただき損害評価を行う“画像による損害評価”をご依頼させていただくことがあります。

画像による損害評価は、附帯施設又は施設内農作物の加入の有無に関係なく特定園芸施設が原形を失った場合に限られます。ただし、附帯施設又は施設内農作物も加入されている場合について、これらについても原形を失うほどの被害に遭っている場合は併せて画像による損害評価を行います。

画像による損害評価の流れ

- 1 共済事故が発生したら、NOSA I に電話で事故が発生した旨の連絡（事故発生通知）を行ってください。
- 2 広域な大規模災害などが発生し、被災施設が原形を失うほどの全損被害を受けた場合に、NOSA I から画像による損害評価への協力をご依頼します。
- 3 画像による損害評価にご協力いただける場合は、「被災施設に係る画像の撮影方法」に基づき画像を撮影していただき、「画像の送付」に基づいて画像を送付していただきます。
- 4 NOSA I は、送付いただいた画像を確認し、損害評価を進め、損害評価終了後にはその旨をご加入者へご連絡いたします。

画像を送付いただいた場合でも、その後に職員等による現地での損害評価を行う場合があります。NOSA I から連絡があるまでは、被災した特定園芸施設の撤去又は復旧は行わないでください。

被災施設に係る画像の撮影方法

画像による損害評価を行うため、原形を失った特定園芸施設が客観的に確認できる画像を下記のとおり撮影してください。

1 撮影時期等

NOSA I から協力依頼があった後、速やかな撮影をお願いいたします。

なお、災害の影響で安全に撮影ができないなどの理由により撮影及び画像の送付に時間を要するような場合は、撮影が可能となる時期の見込みをNOSA I までご連絡ください。

2 撮影器具

デジタルカメラ、スマートフォン等、画像データによる記録を行うことができ、撮影画像に撮影年月日データを記録する機能がある器具を使用してください。なお、撮影前に、撮影器具の日付が正確であることを確認してください。

3 撮影方法等

① **被災施設の4方向（妻面両側、側面両側）**を、各面の全体が一枚の画像に収まるように撮影してください（別紙「撮影イメージ」参照）。この時、各面が倒壊や折れ曲がり等で原形を失っている状態にあると確認することに留意してください。なお、奥行の長いハウスや連棟ハウス等で、画像1枚では収まらない面がある場合は複数枚撮影して頂いて構いません。

また、被災施設を特定するため、**被災施設の特定に役立つ目印（隣接する道路や建物等）が含まれた画像**を1枚撮影してください。

なお、施設の一部の面が川に面している、災害によって安全に撮影ポイントに立ち入ることができない等、物理的に撮影が難しい面がある時は、その方向からの画像撮影は不要です。その場合は、**立ち入ることができない状態であることが分かる画像**を撮影してください。

② 附帯施設又は施設内農作物については、基本的に①により撮影した被災施設の画像で原形を失っていることを確認しますので、①の撮影に当たり、当該附帯施設及び施設内農作物も含めて撮影してください。

③ 鉄骨ハウスなど基礎のある施設については、基礎部分の被害状況も確認する必要があるため、①の撮影に当たり、基礎部分も含めて撮影してください。基礎部分を含めることが困難な場合は、基礎部分単独で撮影してください。

④ 原形を失っていることが、高所から被災施設全体を写した画像で判別可能と考えられる場合は、①～③に代えて、被災施設全体を1～3枚程度の画像に収めるように撮影してください。なお、1枚の場合は、必ず被災施設全体が写っていることに留意してください。

画像の送付

以下のいずれかの方法で画像を送付してください。

■画像送信フォーム

- ① 右のQRコードまたは<http://forms.gle/UdSSHNFMwEiDqW988>にアクセスし、必要事項を記入の上、画像を添付し送信してください。



■共通申請サービス（eMAFF）※専用のIDが必要です

- ① 共通申請サービス（eMAFF）ホームページ → 園芸施設共済の申請はこちら → 損害通知/確認
- ② 「1. 共済事故の種類」及び「2. 共済事故の発生日月」を選択入力します。
- ③ 「3. 共済事故によって生じた損害の状況」及び「4. その他被害の状況が明らかとなる事項」に損害の状況等を入力します。
- ④ 「5. 添付ファイル」の「添付ファイルの有無」で「有」を選択し、画像ファイルをアップロードしてください。
- ⑤ 添付ファイル（アップロードした画像ファイル）ごとの「備考」に、被災施設を特定する情報（被害が生じている特定園芸施設の棟番号、所在地、設置面積及び連棟数等）を入力してください。
- ⑥ 「損害通知」画面の右下の「損害状況詳細入力」を押下すると、「損害状況詳細入力」画面に移ります。加入状況が表示されますので、同画面右側の「損害状況」について、被害を受けた棟ごとに、本体、被覆材、附帯施設、内作のうち損害が生じているものにチェックを付けて「登録」を押下してください。

※ 一度に送付することができる画像の枚数は、1枚当たり3メガバイトまでの画像を10枚までとなっています。このため、10枚を超える画像を送付する場合は、複数回に分けて送付（①から⑥までを繰り返す）いただくことになります。

※ 同一の共済事故で複数回に分けて画像を送付する場合について

ア 2回目以降の送付に関して、「1. 共済事故の種類」、「2. 共済事故の発生日月」及び「3. 共済事故によって生じた損害の状況」については、入力が必須となっているため1回目の送付と同じ内容を入力してください。

イ 「4. その他被害の状況が明らかとなる事項」については、入力不要です。

■電子メール

- ① 事故発生通知の後、一両日中にメール送付を行ってください。
- ② メール本文に、氏名、組合員等番号、住所、電話番号、事故の発生日、災害の種類、損害の状況を記載のうえ、画像を添付して最寄りのNOSA I事務所までメールを送付してください。

県北支所	nosai-adachi@fukushima-nosainet.jp
福島出張所	nosai-kenpoku@fukushima-nosainet.jp
相馬出張所	nosai-soma@fukushima-nosainet.jp
中央支所	nosai-koriyamamura@fukushima-nosainet.jp
田村出張所	tamurashisyo@fukushima-nosainet.jp
双葉出張所	nosai-futaba@fukushima-nosainet.jp
いわき出張所	nosai-iwaki@fukushima-nosainet.jp
県南支所	nosai-iwaseishikawa@fukushima-nosainet.jp
白河出張所	nosai-shirakawa@fukushima-nosainet.jp
会津支所	nosai-aizu@fukushima-nosainet.jp

- ③ 添付ファイルの容量等の関係上、メールを2通以上送付する場合は、メール件名に「○通目_被害画像」、メールの本文に「共済事故により被害を受けた特定園芸施設の棟番号及び所在地」を記載の上、送付してください。

画像を送信したあとは

画像を送信した翌営業日中にNOSA Iから加入者様へご連絡をいたします。
連絡が無い場合は、NOSA Iに画像が届いていないおそれがありますので、大変お手数ですがNOSA Iまで受信状況についてご連絡をお願いいたします。

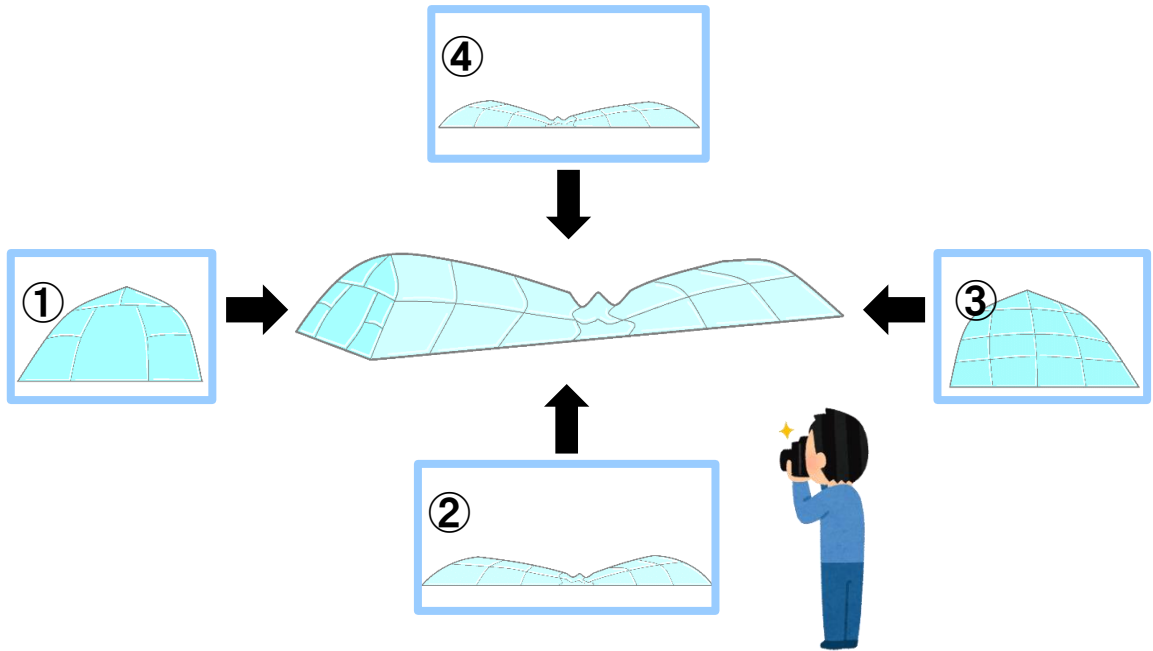
また、損害評価が終了しましたら、その旨をNOSA Iから加入者様へご連絡いたします。被害状況等によっては、NOSA Iによる現地での損害評価を行う場合がありますので、NOSA Iから連絡があるまでは、被災した特定園芸施設の撤去や復旧等を行わないでください。

なお、NOSA Iからの損害評価終了の連絡がある前に特定園芸施設の撤去又は復旧を行った場合は、適正な損害評価を行えず、共済金の一部又は全部を支払えない場合がありますのでご注意ください。

別紙 撮影イメージ

被災施設の妻面両面、側面両面からの計4方向から、施設全体が写るように撮影してください。

連棟ハウスや奥行の長いハウス、引きで撮影ができない場所などで、画像1枚では収まらない面がある場合は複数枚撮影して頂いて構いません。



このほかに、被害棟を特定するため、被害棟の特定に役立つ目印（隣接する道路や建物、看板、標識等）が含まれた画像を1枚撮影してください。